

生活困窮者自立支援法の施行に関して 聞かれる主な意見

生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見

※ 自治体や支援現場の実践者等との意見交換を通じて、厚生労働省生活困窮者自立支援室がお聞きしている主なご意見をまとめたもの。

1. 自立相談支援事業のあり方・全体

- 相談員の事務負担の軽減と処遇改善、新型コロナウイルス感染症の流行下で顕在化した相談者層(若者、外国人等)も含めた多様な相談者の複合的な課題に対応するための相談員のスキルの向上、他機関との連携強化が必要ではないか。
- 対象者が生活困窮者であるか、生活保護受給者であるかにより法体系を分けているが、対象者の立場からすれば両者は連続的な状態像である。円滑な支援を行うための方策を検討すべきではないか。
- 相談者との関係性を築く上で、緊急のニーズに対応するための窓口での少額の現金・現物給付について、その在り方含め議論すべきではないか。フードバンクとの連携について、送料や保管場所の確保含め、より連携しやすい方策を検討すべきではないか。
- 地域の様々な人(困窮者に限らない)が集い、相談支援の起点や多様な関係性を築ける場としての居場所づくりが必要ではないか。

生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見

2. 就労支援・家計支援のあり方

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業について、どの自治体でも支援ニーズはあることから、必須化すべきではないか。
- 相談者のニーズに応じた就労支援を提供できるよう、ハローワーク等の労働部門や地域との連携を強化し、地域のニーズに応じた社会資源の開拓が重要。
- 早期就職や現金を求める利用者が多い中で、就労準備支援事業、認定就労訓練事業を利用するメリットを感じてもらうことが重要ではないか。
- 就労支援の評価指標について、一般就労や増収だけでなく、障害分野へのつなぎや利用者の就労・生活意欲の増加等も考えられるのではないか。
- 認定就労訓練事業について、優先発注や支援ノウハウの提供によって事業所の開拓をさらに進めるべきではないか。

生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見

3. 貧困の連鎖防止に向けたあり方

- 経済的困窮度合いに応じて効果的な学習・生活支援の在り方は異なるので、子どもの置かれている状況のアセスメントや、アセスメントの結果に応じた支援を提供するための研修・支援ツールを開発・普及すべき。
- 関係性が途絶えやすい高校生を支援につなげるために、高校生が通いやすい居場所の確保や、小学生や中学生などの早い段階からのつながりを高校進学後も維持することが重要ではないか。
- H30改正で生活支援が盛り込まれたが、一部の自治体では学習のみの支援となっている実態がある。保護者に対する支援やフードバンク等の食糧支援との連携を進めるべきではないか。

生活困窮者自立支援法の施行に関して聞かれる主な意見

4. 住まいの確保に向けた在り方

- コロナ禍で低額所得者や子育て世帯等の住居確保困難者が浮きぼりになる中で、住居確保給付金の在り方を含め、居住支援の在り方を考えるべきではないか。
- 一時生活支援事業は、ホームレス対策の印象が強い。自立援助ホームや見守り付き支援住宅の退所後の支援を含め、地域住民の一員として地域との関係性や相互に支え合う体制を構築し、地域における総合的な居住支援を考えるべき。
- 一時生活支援事業について、更なる実施の促進のため、共同実施を進めるとともに、未実施自治体から実施自治体への流入事例も見られることから、自治体間でルールを設けて共同実施を促進すべきではないか。

5. その他

- 支援団体や自治体等のコーディネート、広域的な社会資源の開拓、単独自治体では実施が難しい取組の支援等を行う中間支援組織が必要。
- 身寄りがないことによる解決すべき課題(連帯保証等)に関する公的な保障が必要。
- 通信機器が使えない利用者層への支援を考えるべき。